添付図書の省略について

　河川法の許認可に係る申請の際には、河川法施行規則に記載のとおり、位置図や構造図、設計図等多くの添付図書が要求されています。そこで、申請者の負担を軽減するために、河川法施行規則第４０条（許可申請書の添付図書の省略等）により以下の場合については添付図書の省略が認められています。

①「申請書に添付すべき図書のうち一のものの内容がほかの者の内容に含まれるときは、当該一のものは、申請書に添付することを要しない」（４０条１項）

→例：河川法第２４条（土地の占用）及び第２６条（工作物の新築等）の許可申請をする際に、双方とも河川法施行規則の添付図書として縮尺５万分の１の位置図が要求されておりますので、本来はそれぞれ一部ずつで計２部必要ですが、４０条１項の規定により申請の際には１部を添付するのみで足りるものとされております。

②「許可の受けた事項の変更の許可の申請にあっては、添付図書のうちその変更に関する事項を記載したものを添付すれば足りる。」（４０条２項）

→許可申請の際には施行規則に記載の添付図書が必要とされていますが、一度許可を得た後の更新、変更については、４０条第２項の規定により、変更箇所に係る資料のみが添付されていれば足りるものとされています。

例：河川法第２４条に係る許可の期間更新のみであれば、土地の占用に係る事業の計画の概要を記載した図書等を改めて添付する必要はない。

③許可に係る行為が軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。

参考法令

河川法施行規則

（許可申請書の添付図書の省略等）

第四十条　前条の規定により法第二十三条、第二十四条から第二十七条まで、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項若しくは第五十八条の六第一項若しくは令第十六条の三第一項若しくは第十六条の八第一項の許可又は法第二十三条の二の登録の申請を同時に行う場合において、第十一条から第十三条まで、第十五条及び第十六条（第三十条、第三十三条、第三十三条の四及び第三十三条の七において準用する場合を含む。）、第十八条の三第二項又は第十八条の十第二項の規定により申請書に添付すべき図書（以下この条において「添付図書」という。）のうち一のものの内容が他のものの内容に含まれるときは、当該一のものは、申請書に添付することを要しない。

２　法第二十三条、第二十四条から第二十七条まで、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項若しくは第五十八条の六第一項若しくは令第十六条の三第一項若しくは第十六条の八第一項の許可又は法第二十三条の二の登録を受けた事項の変更の許可又は登録の申請にあつては、添付図書のうちその変更に関する事項を記載したものを添付すれば足りる。

３　前項の変更の許可又は登録の申請にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書に添付しなければならない。

４　第一項又は第二項に該当するものを除くほか、法第二十三条、第二十四条から第二十七条まで、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項若しくは第五十八条の六第一項若しくは令第十六条の三第一項若しくは第十六条の八第一項の許可又は法第二十三条の二の登録に係る行為が軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。